

節税レポート



平成 22年 3月号

発行日 2010.3.1

今月のテーマおっと危ない みなし役員

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

取締役として登記されていない人でも、法人税法上 取締役(役員)とみなされる場合があります。

そうすると、その人に支給した賞与は損金不算入(法人税法上の経費とならない)になるなど、種々の問題が生じます。

役員とみなされないようにしておくことが大事です。

例

A社に税務調査が入りました。この時、営業部長 乙氏へ支給した賞与は役員賞与であると認定されました。したがって支給額は損金不算入とされ、会社は所得が増加した分の法人税を追徴されました。

乙氏は社長(甲氏)の息子ですが、取締役ではありません。営業部長です。総務部長、製造部長、その他の従業員の賞与支給時に賞与を支給したのです。

なぜ、乙氏に対する賞与は、役員賞与として損金不算入になるのでしょうか？

乙氏の状況は次の通りです

- 1 A社は甲氏がその株式の 70%を所有している同族会社です。
- 2 乙氏は A社の株式を 6% 所有しています。
- 3 乙氏は役員候補であるため、A社の役員会に出席しております。役員会の議事録にも押印しています。

こうなると乙氏は登記上は取締役でなくとも、税法上は役員とみなされるのです。

役員とみなされる基準は、次の3つのいずれにも該当する場合で、かつ 経営に従事している場合です。

- 1 株主を親族ごとに分け、持株割合の多い順に並べ、50%を超えるまでのグループの中に入っている。
- 2 親族の持株割合が 10%を超える。
- 3 本人と配偶者の持株割合が 5%を超える。

かつ 本人が経営に従事している。

役員会に出席していること＝経営に参加している とはなりませんが、乙氏が経営に参画していないことを、A社側が税務署に証明するのは、難しい面もあります。

それなら、誰が見ても分かるように、乙氏と配偶者の持株割合を 5%以下にすることです。

調査官も何もいえないことです。

部長の持株割合を 5%以下に押さえることを、忘れないで下さい。
息子に株式を贈与するときには、このガイドラインも考慮に入れてください。

参考

1 経営に従事しているとは

取締役会に出席し、会社の意思決定に参画することです。

具体的には経営方針、職制の制定、販売・仕入等の計画、設備投資計画等の決定に参画することです。

2 みなし役員に従業員と同時期に賞与を支給したい場合、事前確定届出給与の届出をしなければなりません。